

民間自主規格の改定について

日電規委 29 第 0008 号
平成 29 年 6 月 22 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会では、民間自主規格の改定について、平成 29 年 7 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますのでお知らせいたします。ご意見のある方は、理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 「発電電規程」(JESC E0003 (2012)) の改定について (発電電専門部会)
- (2) 「電力保安通信規程」(JESC E0009 (2013)) の改定について (送電専門部会)

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

- (1) 「発電電規程」(JESC E0003 (2012)) の改定について

a. 要請した委員会

発電電専門部会 (事務局：一般社団法人 日本電気協会)

b. 趣旨、目的、内容等

「発電電規程」は、電気事業法に基づく技術基準を補完する、(一社)日本電気協会の電気技術規程 (JEAC 5001) として昭和 47 年に制定されて以来、発電電設備の保安確保のための維持基準として広く関係方面で活用されてきました。

今回の改定は、前回の改定から約 5 年が経過するため、電気事業法等の関係法令や、関連する JESC・JEC・JIS 規格の改正内容の反映等を行うものです。

- (2) 「電力保安通信規程」(JESC E0009 (2013)) の改定について

a. 要請した委員会

送電専門部会 (事務局：一般社団法人 日本電気協会)

b. 趣旨、目的、内容等

「電力保安通信規程」は、電気事業法に基づく技術基準を補完する、(一社)日本電気協会の電気技術規程 (JEAC 6011) として昭和 45 年に制定されて以来、電気事業用及び自家用電力保安通信設備の保安確保のための維持基準として広く関係方面で活用されてきました。

今回の改定は、前回の改定から約5年が経過するため、電気設備の技術基準の解釈、電気事業法等の関係法令、関連する JEC・JIS 規格等の改正内容の反映や、電子応用設備のレーダー方式（FMCW 方式）の種類追加など、新たな知見の反映を行うものです。

3. 規格の発行の予定

平成 29 年 7 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

（問い合わせ先・意見提出先）

日本電気技術規格委員会 事務局（一般社団法人 日本電気協会 技術部）

住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1

有楽町電気ビル北館 4 階

電 話：03-3216-0553（内線 270）

ファックス：03-3216-3997

電子メール：委員会の HP（<http://www.jesc.gr.jp>）の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：平成 29 年 6 月 22 日（木）

受付終了日：平成 29 年 7 月 21 日（金）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。